

別 紙

<p>宿舎の廃止の態様</p>	<p>協議がととのったものとして処理する範囲</p>
<p>1 移築又は改築をするため、宿舎の廃止をするとき。</p>	<p style="text-align: center;">全 部</p>
<p>2 交換に供するため、宿舎の廃止をするとき。</p>	
<p>3 特定国有財産整備計画の決定により財務局長等に所管換又は所属替をするため、宿舎の廃止をするとき。</p>	
<p>4 「「国家公務員宿舎の削減計画」（平成23年12月1日）に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」（平成24年11月26日）別紙1-1に掲げる宿舎（一部の棟のみを廃止する場合（一部廃止）は建物に限る）の廃止をするとき。</p>	
<p>5 用途廃止をするため、宿舎の廃止をするとき（2及び4に掲げる場合を除く。）。</p>	<p style="text-align: center;">家屋又は家屋の部分及び土地以外のもののみにかかるもの</p>
<p>6 種別替をするため、宿舎の廃止をするとき。</p>	
<p>7 用途変更をするため、宿舎の廃止をするとき。</p>	
<p>8 所管換又は所属替をするため、宿舎の廃止をするとき（3に掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>9 借受の方法により設置した宿舎について、当該借受契約を解除したため、宿舎の廃止をするとき（4に掲げる場合を除く。）。</p>	
<p>10 模様替（宿舎の戸数の減少を伴うものに限る。）をするため、宿舎の廃止をするとき。</p>	<p style="text-align: center;">宿舎の設置計画に基づいて模様替を行うもの</p>